

# 令和7年度 妊娠前検査費の助成申請について

愛媛県との連携事業として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、妊娠前検査にかかった費用の一部を助成します。

令和7年度申請分から、戸籍謄本（法律婚で世帯が同一の場合に限る）、医療機関発行の領収書が不要となりました。

申請書等の様式も一部変更となっておりますので、新しい様式をご利用ください。

## ①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 申請時において、夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること
- 申請日において、夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 他の地方自治体において助成を受けていないこと
- 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- 検査終了日より前に不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等）を受けたことがないこと
- 原則、夫婦両方が受診していること

## ②対象となる治療等

医師が不妊症の診断のために必要と認める検査（一般不妊治療、特定不妊治療及び当該治療に係る検査、不育症に係る治療及び検査、婦人科健診は含まれない）

## ③助成金額と申請回数

上限3万円（複数回検査を受けた場合は合算可）、1回限り

## ④申請方法

夫婦のいずれか早い方の検査開始日から1年内かつ検査が終了した日の属する年度末（3月末）までに、以下の必要書類を、保健センターへ提出してください。

- 必要書類が揃っていない場合は、受付できません。
- 写しは申請者自身でご準備ください。

\* 3月末まで通院があり、年度内の申請が難しい場合は、事前に保健センターにご連絡ください。  
事前に連絡がないものについては、申請を受け付けることはできません。

	必要書類	備考
1	(第1号様式) 妊娠前検査費助成金交付申請書兼同意書★	夫婦両方の自署が必要。
2	(第2号様式) 個人情報確認同意書★	夫婦両方の自署が必要。
3	夫婦両方の本人確認書類 (写し)	顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の顔写真付証明書（官公署発行）等
4	(第3号様式) 妊娠前検査費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
5	(第7号様式) 妊娠前検査費助成金請求書★	口座番号等を確認するため、請求者名義の通帳等をご持参ください。
6	夫及び妻の納税証明書	※個人情報確認同意書（第2号様式）を提出する場合は不要。 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 健康政策課保健センター」と記入。

[★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能]

- 事実婚の場合は、「①夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明)」、「②事実婚関係に関する申立書★（第4号様式）」をご提出ください。
- 法律婚で夫婦別世帯の場合は、「夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明)」をご提出ください。
- 「個人情報確認同意書（第2号様式）」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの人は課税資料がないため、事前に課税課で市県民税申告をお済ませください。

妊娠前検査

申請・問い合わせ先 新居浜市保健センター 0897-35-1070

